



平成31年度 国家公務員における「ゆう活」実施方針（概要）

1 趣旨

- (1) 我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を政府を挙げて展開
- (2) このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視
 - ① 職員がフレックスタイム制等の活用により退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことで、ワークライフバランスを実現
 - ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化
 - ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底

2 実施時期、実施対象機関・職員

- (1) 7月及び8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）
 - ※ 各府省等の判断において、6月や9月以降も実施可
- (2) 原則全ての府省等（地方機関等を含む）が対象
- (3) 対象職員の範囲は、業務の特性等も考慮しつつ、各府省等で判断
 - ※ 交通需要マネジメント（TDM）試行に係る集中取組期間（7月22日～8月2日、8月19日～8月30日）においては、朝の混雑時間帯の出勤回避を優先

実施が困難なことが想定される職員（例）

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
- ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
- ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
- ④ 業務の繁忙期となることがあらかじめ見込まれ、実施することにより7月及び8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

3 実施内容

- (1) 17時15分までに退庁予定の者を「ゆう活」実施者とし、当該職員は原則定時退庁を行う。
 - 例：終業時刻が17時15分までの者、年次休暇等で17時15分までに退庁予定の者等
 - ※ 定時退庁が困難な場合でも可能な限り早期退庁
 - ※ 各府省等において、職員の希望や負担を考慮した上で、期間中一定の日数において実施
フレックスタイム制や年次休暇等の活用により、必ずしも出勤時間を早めなくても「ゆう活」を実施できることに留意
- (2) 期間中は、霞が関等において、原則20時以前の庁舎の消灯を励行
また、政府全体で、原則16時以降やお盆期間に会議、作業・調査依頼及び協議を行わない等の取組を徹底
- (3) 「ゆう活」の前提として、業務削減、業務効率化等働き方改革が不可欠であることを周知徹底し、
具体的な取組を推進し、超過勤務縮減を進める。

* 霞が関勤務の職員の一般的な
終業時刻は18時15分